

2011年5月12日
(平成23年)

藤沢市長 海老根 靖典 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

住民基本台帳に関することに係る個人情報を目的外に利用
すること及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略
並びにコンピュータ処理について（答申）

2011年5月12日付けで諮問（第472号）された住民基本台帳に関する
ことに係る個人情報を目的外に利用すること及び目的外に利用することに伴う本人通
知の省略並びにコンピュータ処理について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第1項第4号による目的外に利用する必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による目的外に利用することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。
- (3) 条例第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり、個人情報を目的外に利用する必要性及び目的外に利用することに伴う本人通知を省略する合理的理由並びにコンピュータ処理を行う必要性は次のとおりである。

(1) 諮問に至る経過について

藤沢市では、2011年（平成23年）3月11日に発生した東日本大震災及びそれに伴う福島原発事故による被災地に対し、避難者の受け入れ、保健師・医療チーム等の職員派遣、あるいは被災地へ直接出向き救援物資を届けるな

どの活動をしてきた。

そして、4月には被災者、被災企業等の自立復興に向けて『藤沢市自立型復興支援プラン』を策定し、5月11日には『藤沢市自立型復興支援プラン』の実行計画が完成した。

この実行計画の完成に伴い、今後、被災地と思われる市町村からの転入者に対し、市民窓口センターにおいて、転入手続の際に被災地からの転入かどうかの聞き取りをし、本人の希望により、この実行計画の冊子（東日本大震災に伴う『藤沢市自立型復興支援プラン』第1期（5月23日～6月7日）募集のお知らせ（以下、「冊子」という。））を配布する予定である。

しかし、大震災後、これまでに被災地に指定されている市町村から藤沢市に転入手続をされた人に、この実行計画を知らせることが出来ていない。

そのため、転入の手続の際に記入された前住所地をもとに、冊子を配布するため前住所地情報を目的外に利用すること及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略について、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮り意見を求めるものである。

(2) 個人情報を目的外に利用することの必要性について

この事業に必要な個人情報については、住民基本台帳を管轄する市民窓口センターに帰属する情報であり、被災地と思われる市町村からの転入者に対し当該実行計画を知らせ、本人が必要と考える生活支援を利用する機会を提供する必要性があるものとする。

(3) 対象となる市民

前住所地が東北3県（岩手県、宮城県、福島県）の藤沢市民
約200人（2011年3月12日から5月22日の転入者）

(4) 利用する個人情報項目

住民基本台帳

氏名、住所、前住所

(5) 個人情報を目的外に利用することに伴う本人通知の省略について

対象となる転入者が多数となるため、目的外に利用する個人情報の重要度の度合いに比べて、通知する費用や事務量が過分に必要となり、事務処理の効率が著しく損なわれるため本人通知の省略を行う。

なお、個人情報の目的外利用については、市民窓口センターにおいて、冊子を送付する際、同封する説明書の中で周知する予定である。

(6) コンピュータ処理の必要性と安全対策について

個人情報の抽出作業は、住民基本台帳の中から東日本大震災以降（3月12日から5月22日まで）の転入者の前住所地情報から抽出し、氏名・住所の宛名ラベル及び問い合わせ対応名簿を作成するが、抽出対象者が多いため、コ

ンピュータ処理が必要となるものである。

この処理は、IT推進課のコンピュータ室で管理されているデータを加工するもので、安全対策が施されているコンピュータ室において藤沢市コンピュータ管理運営規程に基づき処理されるものであり、安全対策が十分に図られているものである。

(7) 実施時期

2011年5月13日以降

(8) 提出資料

ア 個人情報取扱事務届出書

イ 東日本大震災に伴う『藤沢市自立型復興支援プラン』第1期（5月23日～6月7日）募集のお知らせ

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)から(3)までのとおりの判断をするものである。

(1) 個人情報を目的外に利用することの必要性について

実施機関では、被災地と思われる市町村からの転入者に対し、当該実行計画を周知し、本人が必要と考える生活支援を利用する機会を提供する必要性があり、転入者に当該実行計画の冊子を送付するには、住民基本台帳の氏名、住所、前住所の情報が必要となるとのことである。

以上のことから判断すると、個人情報を目的外に利用する必要性があると認められる。

(2) 個人情報を目的外に利用することに伴う本人通知の省略について

実施機関では、対象となる転入者が多数となるため、目的外に利用する個人情報の重要度の度合いに比べて、通知する費用や事務量が過分に必要となり、事務処理の効率性が著しく損なわれるため、本人通知を省略するとのことである。

なお、個人情報の目的外利用については、市民窓口センターにおいて、冊子を送付する際、同封する説明書の中で周知する予定である。

以上のことから判断すると、個人情報を目的外に利用することに伴う本人通知を省略する必要性が認められる。

(3) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理の必要性について

個人情報の抽出作業は、住民基本台帳の中から東日本大震災以降（3月12日から5月22日まで）の転入者の前住所地情報から抽出し、氏名・住所の宛名ラベル及び問い合わせ対応用名簿の作成をするが、抽出対象者が多いた

め、コンピュータ処理が必要となるとのことである。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理の必要性が認められる。

イ 安全対策について

アの処理については、IT推進課のコンピュータ室で管理されているデータを加工するもので、安全対策が施されているコンピュータ室において、藤沢市コンピュータシステム管理運営規程に基づき処理されるものであり、安全対策が十分に図られているとのことである。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が施されていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

以 上